

令和8年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の  
入学者選抜「適性検査Ⅰ」の問題における記述不足と  
検査時間中の追加指示に係る再発防止策について

報告

茨城県教育委員会

## 【目 次】

はじめに（経緯及びお詫び）	1
1 問題作成体制	
(1) 問題作成体制と問題作成の流れ	2
(2) 「適性検査Ⅰ」の2問題の資料に記述不足が生じた要因	3
(3) 再発防止策	3
2 検査当日の対応	
(1) 検査当日スケジュール	4
(2) 検査時間中の追加指示に至った経過	4
(3) 追加指示が検査開始21分後となった要因	5
(4) 再発防止策	5
3 救済措置	6
4 おわりに	6

## はじめに（経緯及びお詫び）

令和8年1月10日（土）に実施いたしました令和8年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校（以下「検査実施校」という。）入学者選抜「適性検査Ⅰ」の②問題2において、問題に必要な条件の一部が、県教育委員会から検査実施校に検査開始21分後に追加指示されたことにより、検査実施校に短い時間での緊急な対応をお願いすることになるとともに、受検者に心理的動搖や混乱を与え、一定時間問題に集中できなかつた可能性が生じました。

この対応につきましては、県教育委員会の配慮不足であり深く反省しております。

この度の事案につきましては、誰がどの程度不利益を受けたかを客観的に測ることは困難ですが、不合格者の中に本来合格できた受検者が含まれる可能性がありますことから、令和8年1月22日（木）に発表いたしました合格者の総合点の合格者最低点を、追加合格者を決定する基準とし、不合格者全員の「適性検査Ⅰ」の②問題2の得点を満点の14点とした上で、総合点の合格者最低点以上の受検者を追加合格者とすることといたしました。

なお、追加合格者は、定員を超えた救済措置となるため、1学級35人の定員に対し、現行の定員である40人までの範囲で最大5人までといたしました。

この度の対応につきまして、受検者及び保護者の皆さまをはじめ、適性検査を実施していただきました検査実施校の教職員の皆さま、受検者をご支援いただきました関係者の皆さまに、大変ご心配やご迷惑をおかけいたしました。

心より深くお詫び申し上げます。

本報告書では、本事案の発生原因及び課題について、大学教授及び弁護士など外部有識者並びに県教育委員会委員の意見を踏まえ、同様の事態を二度と起こさないための再発防止策等を整理いたしましたので、ここにご報告いたします。

令和8年2月6日  
茨城県教育委員会

## 1 問題作成体制

### (1) 問題作成体制と問題作成の流れ

ア 本県の適性検査問題は、毎年度、問題作成のための委員会を設け、委員長、副委員長の下、適性検査の分野ごとに問題作成者（5人程度）、点検者（6人程度）、確認者（3人程度）による組織体制で作成している。

イ 問題作成は、問題作成者、点検者（※1）、確認者（※2）の役割を定め、原案の作成、点検、確認を段階的に実施している。

具体的には、問題作成者が原案を作成する際に、根拠、問い合わせ方、別の解答（正答の重複）の有無、採点方法、問題文・解答・解法・解答用紙の整合性、本県及び他の都道府県の過去の問題との重複状況等について確認を行うこととしている。

ウ 問題作成者、点検者及び確認者が、【図1：チェック項目】に基づき、点検及び確認を行っている。「適性検査Ⅰ」の算数の分野においては、分野の特性上【図1：チェック項目】の4～6は使用せず、その補完をするための【図2：チェックシート】を使用することとしていた。

※1 問題、別の解答、根拠、問い合わせ方等の点検者

※2 出典、別の解答、文言等の最終的な確認者

【図1：チェック項目】

確認事項／確認日・確認者	確認日	/	/	/	/	/
	確認者					
1 誤字・脱字、漢字の音訓に係る配当学年						
2 ルビの要不要、ルビの表記方法（割り付けなど）						
3 教科ごとの問い合わせ方の統一						
4 出典元（公的機関など）及び原典との合致 図、グラフ、地図、写真、引用データの範囲 引用表記の転記						
5 地図、写真への色塗り箇所、○囲み箇所、点打ち箇所の合致点打ちによる表記すべき情報の濁れ						
6 イベントの年（西暦、和暦）の根拠						
7 数値に付す単位、桁、数字の漢字表記または 数字表記の区別						
8 論理的に成り立つ図、実験装置						
9 受検者が使用的教科書への掲載の有無						
10 解答方法の明示（選びなさい、書きなさい等）						
11 記述式問題の内容 標準解答から大きく外れない制限の設定						
12 小問ごとの根拠資料の整理、保管 教科書の掲載ページ、図版、表などのコピー						
13 作問者独自の表記や言い回し						
14 正解または○の理由 選択式問題（最も適切な記号を1つ選ぶ場合） ○、×を答える問題						
15 不正解の箇所、部分または×の理由 選択式問題（最も適切な記号を1つ選ぶ場合） ○、×を答える問題						
16 標準解答、採点上の留意点の内容						
17 部分点の取扱い						
18 解答欄の不足、余剰						
19 解答欄に問題の一部を利用する場合の整合						
20 その他 庶務箱の別紙等、教科ごとに必要な事項						

【図2：チェックシート】

チェックシート		確認日	確認日	確認日	確認日	確認日	確認日
		/	/	/	/	/	/
		確認者	確認者	確認者	確認者	確認者	確認者
	確認項目	1	2	3	4	5	6
1	出題範囲を逸脱していないか。						
2	条件設定は適切か。 (図や式が成立するための範囲等)						
3	実寸の図の検証 (ソフトの活用や实物作成) はしたか。						
4	正答を導き出すことができるか。						
5	解答を基に検算はしたか。						
※ 全体チェックシート活用前に実施する。 ※ 条件変更後は、該当問題の点検をやり直す。 ※ 点検した箇所に✓を入れ、最後に確認日、確認者サインをする。							

## (2) 「適性検査Ⅰ」の[2]問題2の資料に記述不足が生じた要因

問題に必要な条件の一部に記述不足が生じたのは、「適性検査Ⅰ」の算数の分野においては、分野の特性上【図1：チェック項目】の4～6は使用せず、その補完をすることによって【図2：チェックシート】を使用することとなっていたが、使用しなかったため、その確認不足が要因と考えられる。

## (3) 再発防止策

ア これまで問題作成段階において問題作成者のみが【図2：チェックシート】を使用していたが、今後は、機密性の確保に十分な配慮をした上で最先端のデジタル技術を活用し、点検者と確認者が【図2：チェックシート】の使用状況を必ず確認し記録することを徹底する。併せて、問題の点検者を増やすことで体制をさらに強化する。

イ 問題の確認については、人とデジタル技術の活用による確認が有効であることから、機密性の確保に十分な配慮をした上で最先端のデジタル技術を活用し、人による確認を補完する体制を構築する。加えて、活用する最先端のデジタル技術の有効性については研究を続けていく。

## 2 検査当日の対応

### (1) 検査当日スケジュール

適性検査は【図3：適性検査スケジュール】のとおり実施しており、高校教育課が設置した本部（以下「本部」という。）において、進行管理を行っている。

【図3：適性検査スケジュール】

8：40	集合
8：40～9：00	点呼、諸注意
9：30～10：15	適性検査I
10：45～11：30	適性検査II
11：40～11：45	諸連絡
11：45～12：30	昼休み
12：30～	面接（各学校の計画による時間で実施）

### (2) 検査時間中の追加指示に至った経過

- ア 検査当日、午前9時00分から、問題作成者と点検者による問題内容の最終確認を開始した。
- イ 検査開始3分前の午前9時27分、点検者が「資料」（「適性検査I」の②問題2「資料」をいう。以下同じ。）の一部に記述不足があることに気づき、問題作成者と協議を行った。
- ウ 「資料」の正確性を期するためには条件に文言を追加する必要があると判断し、本部へ報告した。
- エ 本部では、問題作成者、点検者から報告を受け、確認者と追加指示の必要性を協議し、検査実施校への指示を決定した。
- オ 午前9時32分、上記のエに基づき、追加指示の文案の作成、内容確認を行い、検査実施校へ追加指示を行ったが、その通知（送信）は、検査開始から21分後の午前9時51分となつた。
- カ 検査実施校における受検者への周知の流れは、次のとおりである。
- （ア）ビジネスチャットのスペースで、本部からの緊急連絡を受信する。
- （イ）連絡内容を確認する。
- （ウ）添付ファイルをすべてダウンロードして印刷する。（2種類）
- （エ）印刷した添付ファイルを、すべての検査室に必要な部数印刷する。
- （①）「掲示物」2部（掲示用と手持ち用、A3判）
- （②）「適性検査に関する緊急時対応【監督者用】」1部（A4判）
- （オ）係職員等が、各検査室に、印刷した①、②を必要部数届ける。
- （カ）各検査室の監督者が掲示用の「掲示物」を黒板に掲示し受検者に指示する。
- （キ）報告用フォームで、本部に受検者への周知が完了したことを報告する。
- （ク）各検査室の監督者が、当該検査終了後に掲示用の「掲示物」を外す。
- キ 検査実施校においては、上記のカにより、本部から送信された添付ファイルを全検査室の必要部数分印刷し、監督者が追加指示の掲示物を黒板に掲示した。
- その際、黒板から離れた席等の理由で掲示物が見えにくい受検者が挙手した場合には、手持ち用の掲示物を受検者本人の座席付近まで持て行く対応を行つた。

ク 検査実施校では、こうした方法により順次検査室に追加指示を周知したもの、最も遅い検査室では、受検者への周知が検査終了5分前の午前10時10分となった。

### (3) 追加指示が検査開始21分後となった要因

上記（2）から、適性検査の検査時間中に問題等の不備が判明した場合、追加指示の有無を瞬時に判断するための詳細なマニュアルがなかったことで、判断や準備に時間を要したことが要因と考えられる。

### (4) 再発防止策

- ア 適性検査時間中に問題に関する追加指示は行わない。
- イ 検査問題等に不備があった場合には、検査終了後、速やかに状況を確認し、採点上の措置を検討する。
- ウ 検査問題等に不備があった場合の対応については、別途詳細なマニュアルを整備する。

### 3 救済措置

県教育委員会では、本事案の発生を受けて、追加指示に対して、適性検査当日である令和8年1月10日（土）に「適切に対応した」と発表したが、その後の県教育委員会における分析や検査実施校における聞き取り等から、追加指示をした内容は、解答を導くことに影響はないものの、問題に必要な条件の一部が、本部から検査実施校に検査開始21分後に追加指示されたことにより、受検者に心理的動揺や混乱を与え、一定時間問題に集中できなかった可能性を生じたと判断した。

このことから誰がどの程度不利益を受けたかを客観的に測ることは困難だが、不合格者の中に本来合格できた受検者が含まれる可能性があるため、令和8年1月22日（木）に発表した合格者の総合点の合格者最低点を、追加合格者を決定する基準とし、不合格者全員の「適性検査Ⅰ」の[2]問題2の得点を満点の14点とした上で、総合点の合格者最低点以上の受検者を追加合格者とした。

なお、追加合格者は、定員を超えた救済措置となるため、1学級35人の定員に対し、現行の定員である40人までの範囲で最大5人までとした。

追加合格者は検査実施校で計114名であった。

### 4 おわりに

県教育委員会としては、本事案が受検者や保護者に多大な不安を与え、県教育行政への信頼を揺るがしたものとして重く受け止めている。

入学者選抜は、受検者一人ひとりの進路に直結する極めて重要な制度であり、その実施に当たっては、適性検査問題の内容の正確性のみならず、受検者が安心して臨める環境の確保と、公平性・公正性に対する信頼の維持が何よりも求められる。

県教育委員会としては、本報告書において整理した再発防止策を確実に実行するとともに、入学者選抜の運営に携わるすべての関係者が、受検者の視点に立ち、公平性・公正性を最優先に行動する組織文化の定着を図っていく。

今後とも、県民の皆さまから信頼される入学者選抜制度の構築に向け、改善に取り組んでいく。